

船舶事故調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年6月20日 12時15分ごろ
発生場所	播磨灘北部 鞍掛島灯台から真方位314° 2.3海里付近 (概位 北緯34° 42.8′ 東経134° 36.2′)
事故の概要	砂利採取運搬船第二十八住吉丸は、西進中、また、漁船妙福丸は、揚網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年8月3日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利採取運搬船 第二十八住吉丸、372トン 130840、五光海運有限会社 B 漁船 妙福丸、4.95トン HG3-41463（漁船登録番号）、個人所有 第260-31763号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷船首部に擦過傷等 B 左舷揚網機に曲損及び左舷側舷縁に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、約10ノットの対地速力で西進中、航海士Aが、単独で船橋当直に当たり、右舷船首方の反航船、同航船に注意を向けていたところ、B船と衝突した。 B船は、船首を西に向けて揚網中、船長Bが、船首方を向いて作業を行っていたところ、B船の左舷側とA船の右舷船首部とが衝突した。
分析	A船は、航海士Aが、右舷船首方の反航船、同航船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首方を向いて揚網作業を行い、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、船尾方から接近するA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、航海士Aが船首方の見張りを適切に行わず、また、船長Bが周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したも

	のと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 周囲の見張りを適切に行うこと。